

【事業者向け】新型コロナウイルス感染症の支援・相談窓口一覧 ★印は本市独自の事業

※詳細は、お問い合わせください。

○貸付・融資

名称	内容	問い合わせ(市外局番は048です)
★朝霞市中小企業融資制度および利子補給	市内中小企業者が経営の安定化に必要な事業資金の融資および支払利子の補給 ※令和2年1月から12月支払い利子は全額補給	産業振興課 ☎463-1903
★融資制度利用に係る各種証明書の発行手数料の免除	市内事業者の方で、市、県および国の融資を利用する際の証明書発行の手数料を免除	
埼玉県中小企業制度融資	県内中小企業者で、経営の安定化を図るうえで必要な事業資金についての融資	埼玉県産業労働部金融課 ☎048-830-3801 朝霞市商工会(申請先) ☎470-5959
新型コロナウイルス感染症特別貸付等の日本政策金融公庫の融資制度	一時的な業績悪化をきたしている方へ設備資金および運転資金を貸付	日本政策金融国庫事業資金相談ダイヤル ☎0120-154-505

○認定書等の発行

セーフティネット保証4号、5号、危機関連保証の認定書発行	各種保証、補助金申請に必要な認定書・証明書の発行	産業振興課 ☎463-1903
小規模事業者持続化補助金の申請に関する新型コロナウイルス感染症の影響を受けたことの証明書発行		

○助成金・支援金等

持続化給付金(経済産業省)	営業自粛等で影響を受ける事業者に対しての事業全般に使用できる給付金	持続化給付金事業コールセンター ☎0120-115-570
家賃支援給付金(経済産業省)	売上が減少した事業者の地代・家賃(賃料)の負担を軽減する給付金	家賃支援給付金コールセンター ☎0120-653-930
雇用調整助成金(埼玉労働局)	事業活動縮小により従業員雇用維持を図る場合で、休業手当等の一部を助成	ハローワーク朝霞 ☎463-2233
埼玉県中小企業・個人事業主等家賃支援金	テナント向け 売上が減少したテナント事業者の方に家賃の一部を支援 オーナー向け 家賃を減免した不動産賃貸人に減免家賃の一部を支援	埼玉県中小企業等支援相談窓口 ☎0570-000-678
小学校等の臨時休業に伴う保護者の休暇取得支援(厚生労働省)	小学校等臨時休業に伴い、保護者に休暇を取得させた事業者向けの助成金	厚生労働省学校等休業助成金・支援金、雇用調整助成金コールセンター ☎0120-60-3999
★中小・小規模企業者支援金	令和2年1月～12月で、前年の同月と比較し、売上が20パーセント以上減少している事業者へ、一律10万円支給	産業振興課 ☎463-1903
★持ち帰り・宅配サービス導入奨励金	令和2年2月～10月に持ち帰り(テイクアウト)または宅配(デリバリー)を始めた飲食店に、一律5万円支給	
中小事業者等が所有する事業用家屋および償却資産に係る令和3年度分の固定資産税・都市計画税の軽減措置※	令和3年度分の固定資産税・都市計画税の課税標準を、事業収入の減少幅に応じ、2分の1またはゼロとします。	課税課固定資産税係 ☎463-2875

○相談窓口

商工業者の経営や融資に関する相談	事業者の方で、感染症、経営、融資、労働に関する相談を実施	朝霞市商工会 ☎470-5959
感染症に関する経営相談		埼玉県よろず支援拠点 ☎0120-973-248
感染症に関連する特別労働相談		埼玉県労働局相談窓口 ☎048-600-6262
農業者・食品事業者等向けの感染症に関する相談		関東農政局企画調整室 ☎048-740-0311・0016
新型コロナウイルス感染症等で影響を受けている事業者等への無料相談窓口		産業振興課 ☎463-1903

※令和2年朝霞市議会9月定例会で審議中のため、議案が可決された場合に実施します。